



Title	持続可能な自治体経営に向けた計画行政及び公共施設マネジメントにおける合意形成に関する研究
Author(s)	七野, 司
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/96093
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (七野 司)	
論文題名	持続可能な自治体経営に向けた計画行政及び公共施設マネジメントにおける合意形成に関する研究
論文内容の要旨	
<p>日本の総人口は、2015年の国勢調査で1920年の調査開始以降初めて人口減少となった。これからの自治体には、少子高齢化に伴う人口構造の変化に対応できる、持続可能な自治体経営を進めていくことが求められる。限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、行政サービスを低下させることなく提供し続けていくためには、コンパクトシティに向けて計画行政、公共施設マネジメントが必要であると考えられる。そして、着実に計画行政及び公共施設マネジメントを進めるためには、様々なステークホルダーと合意形成を図ることが肝要と考えられる。</p> <p>本研究では、計画行政に関して計画等の策定に関する計画作成手法の適用性、計画策定プロセスにおいて様々なステークホルダーと合意形成を図り施策の実践に至った経緯を検討する。さらに、公共施設マネジメントに関して官民連携の手法を導入するプロセスにおける合意形成に必要な条件の明示、既存の合意形成手法に基づく新たな合意形成手法の提案とその妥当性の検討を行う。そしてそれらの結果をもとに、計画行政及び公共施設マネジメントにおける合意形成に関して提言を行うことを目的とする。</p>	
<p>本研究は以下の 6 章から構成されている。</p> <p>第 1 章では、持続可能な自治体経営を行っていくため、立地適正化計画（以下、「立適」という）の現状と課題、公共施設マネジメントの現状と課題、合意形成の必要性を説き、本研究の目的について述べた。</p> <p>第 2 章では、基本構想策定過程における「デザイン思考」の適用性を示すため、武蔵野プレイスにおける基本構想がどのようなプロセスで策定されたかを検証して、構想段階でデザイン思考のプロセスを経ることの重要性を示した。</p> <p>第 3 章では、非常時として水害対策に着目し、その対策には立適でのコントロールと自治体における具体的な水害対策の2点が必要であると考え、近畿地方の立適を定める自治体を対象にアンケートを実施し、立適策定の際に市民や府内他部局からどのような意見が得られどのように合意形成しようとしたか、また居住誘導区域に浸水想定区域を含むうえでの災害対策の実態などを明らかにした。</p> <p>第 4 章では、平常時として指定管理者制度による図書館サービスの提供に着目し、実際に指定管理者制度を導入した多賀城図書館、海老名図書館、高梁図書館の3事例と導入に至ることのできなかった小牧図書館の事例を合わせた計4事例を対象に、合意形成プロセスにおけるステークホルダーの関わりについて比較検証を行うことで、合意形成プロセスにおいて経ておくべき具体的な段階と必要な条件を示した。</p> <p>第 5 章では、我が国の官民連携による公共施設マネジメントにおける合意形成手法を開発するため、米国で生まれたコンセンサス・ビルディング（CB）手法をもとに「官民連携コンセンサス・ビルディング（PPPCB）手法」を提案し、その妥当性の検証に向けた第一段階として、官民連携の手法により公共サービスを提供している千代田図書館と指宿市道の駅の2事例に加え、官民連携手法の導入に至らなかった小牧図書館の3事例からその妥当性を検討し、その有効性を示した。</p> <p>第 6 章では、研究の成果、提言、今後の課題と目標を述べた。ここで提言した合意形成プラットフォームが課題解決のスキームとして機能するよう、すべてのステークホルダーがその役割を理解し、貢献するという共通認識を持つことが重要であることを明らかにした。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏名 (七野司)	
	(職)	氏名
論文審査担当者	主査 教授 副査 教授 副査 教授	横田 隆司 木多 道宏 阿部 浩和

論文審査の結果の要旨

日本の総人口は、2015 年の国勢調査で 1920 年の調査開始以降初めて人口減少となっている。したがって、これからの自治体には、少子高齢化に伴う人口構造の変化に対応できる、持続可能な自治体経営を進めていくことが求められている。さらに自治体の限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、行政サービスを低下させることなく持続的に提供し続けていくためには、コンパクトシティに向けた計画行政及び公共施設マネジメントが必要である。そして着実にこうした計画行政及び公共施設マネジメントを進めるためには、様々なステークホルダーと合意形成を図ることが重要であると考えられる。

本研究では、まず自治体の計画行政に関して計画等の策定に対する計画作成手法の適用性や、計画策定プロセスにおいて様々なステークホルダーと合意形成を図り施策の実践に至った経緯を検討している。さらに、公共施設マネジメントに関して官民連携の手法を導入するプロセスにおける合意形成に必要な条件の提示や、既存の合意形成手法を修正した自治体の計画行政における新たな合意形成手法の提案とその妥当性の検討を行っている。これらの結果をもとに、自治体における計画行政及び公共施設マネジメントにおける合意形成に関して提言を行っている。

本研究は以下の 6 章から構成されている。

第 1 章では、序論として持続可能な自治体経営を行っていくための立地適正化計画（以下、「立適」という）の現状と課題、公共施設マネジメントの現状と課題、合意形成の必要性を説き、本研究の目的について述べている。

第 2 章では、公共建築物の基本構想策定段階における「デザイン思考」の適用性を示すため、武蔵野プレイスという複合文化施設を取り上げて、その基本構想がどのようなプロセスで策定されたのかを検証している。その結果、魅力ある公共建築物を生み出すには、構想段階において各ステークホルダーが積極的にデザイン思考のプロセスを経ることの重要性を示している。

第 3 章では、非常時として地方自治体の水害対策に着目し、その対策には立適でのコントロールと自治体における具体的な水害対策の 2 点が必要であると考えられることから、近畿地方の立適を定める自治体を対象に水害対策に関するアンケートを実施している。その結果、立適策定の際に市民や府内他部局からどのような意見が得られどのように合意形成しようとしたのか、また居住誘導区域に浸水想定区域を含むうえでの災害対策の実態などを明らかにしている。その上でステークホルダーと積極的に情報共有して合意形成を進めることの重要性を指摘している。

第 4 章では、平常時として指定管理者制度による図書館サービスの提供に着目し、実際に指定管理者制度を導入した多賀城図書館、海老名図書館、高梁図書館の 3 事例と導入に至ることのできなかった小牧図書館の事例を合わせた計 4 事例を対象に、合意形成プロセスにおけるステークホルダーの関わりについて比較検証を行っている。その結果、指定

管理者制度の導入における合意形成プロセスには、step1 「ステークホルダーの関与」、step2 「合意形成に向けた行動」、step3 「合意形成」の3つのステップが見られることを示している。さらに、自治体と他のステークホルダーとの合意形成における具体的な段階と必要な条件の整理を行った上で、「穏やかな合意形成」が重要であることを指摘している。

第5章では、我が国の官民連携による公共施設マネジメントにおける合意形成手法を開発するため、米国で生まれたコンセンサス・ビルディング(CB)手法をもとに「官民連携コンセンサス・ビルディング(PPPCB)手法」を提案し、その妥当性の検証を行うことを目的に、官民連携の手法により公共サービスを提供している千代田図書館と指宿市道の駅の2事例に加え、官民連携手法の導入に至らなかった小牧図書館の3事例を対象として調査を行っている。その結果、合意形成に至った事例とそうでなかった事例との比較からPPPCB手法で用いる指標と必要条件を整理している。

第6章では、研究の成果、提言、今後の課題と目標を述べた。ここで提言した合意形成プラットフォームが課題解決のスキームとして機能するよう、すべてのステークホルダーがその役割を理解し、貢献するという共通認識を持つことが重要であることを明らかにしている。

公聴会では、第3章における居住誘導区域と浸水想定区域の関係や第6章で提案されている合意形成プラットフォームを中心とした議論が活発に行われ、自治体における様々なステークホルダーを含む合意形成についての今後の研究の展望が示された。

以上のように、本論文は水害という非常時に対する都市計画分野や指定管理者制度という平常時における建築計画分野における合意形成に関する調査等を遂行した上で、合意形成に関するモデルを用いた分析を行い、自治体の計画行政や公共施設マネジメントにおける合意形成に関する有益な提言を行っており、建築・都市計画とくに持続可能な自治体経営の推進に寄与するところ大である。

よって本論文は博士論文として価値あるものと認める。